

「米沢市道路占用料徴収条例」新旧対照表

現 行				改正後 (R4. 4. 1 以降)						
<p>(占用料の額) 第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の占用に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に <u>1.10 を乗じて得た額</u> (この額が100円に満たないときにあつては100円と、100円を超え、かつ、10円未満の端数があるときにあつては当該端数を切り捨てた額とする。) とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に <u>1.10 を乗じて得た額</u> (この額が100円に満たないときにあつては100円と、100円を超え、かつ、10円未満の端数があるときにあつては当該端数を切り捨てた額とする。) の合計額とする。</p>				<p>(占用料の額) 第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の占用に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該占用させることにつき消費税法 (昭和63年法律第108号) の規定により課されるべき消費税に相当する額及び地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定により課されるべき地方消費税に相当する額の合計額 (以下この項において「消費税等相当額」という。) を加えた額 (この額が100円に満たないときにあつては100円と、100円を超え、かつ、10円未満の端数があるときにあつては当該端数を切り捨てた額とする。) とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において消費税等相当額を加えた額 (この額が100円に満たないときにあつては100円と、100円を超え、かつ、10円未満の端数があるときにあつては当該端数を切り捨てた額とする。) の合計額とする。</p>						
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)						
		占用物件	単位	占用料			占用物件	単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	<u>350円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	<u>420円</u>	
	第2種電柱			<u>540円</u>		第2種電柱			<u>650円</u>	
	第3種電柱			<u>730円</u>		第3種電柱			<u>880円</u>	
	第1種電話柱			320円		第1種電話柱			<u>380円</u>	
	第2種電話柱			<u>500円</u>		第2種電話柱			<u>610円</u>	
	第3種電話柱			<u>690円</u>		第3種電話柱			<u>830円</u>	
	その他の柱類			<u>32円</u>		その他の柱類			<u>38円</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年		<u>3円</u>	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>4円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		2円			地下に設ける電線その他の線類		2円		
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	<u>310円</u>		路上に設ける変圧器		1個につき1年	<u>370円</u>	
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>190円</u>		地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>230円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	<u>630円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	<u>760円</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>270円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>320円</u>	
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	960円		広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	960円	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>630円</u>	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>760円</u>			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>13円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>16円</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>19円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>23円</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>28円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>34円</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>38円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>45円</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>57円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>68円</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>76円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>91円</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>130円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>160円</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>190円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>230円</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>380円</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>450円</u>	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>2円</u> <u>8円</u>

	(新設)	(新設)	(新設)		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	610円		
	(新設)	(新設)	(新設)		その他のもの	上空に設けるもの	380円		
	(新設)	(新設)	(新設)		その他のもの	地下に設けるもの	230円		
	(新設)		(新設)		その他のもの		760円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		630円	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		760円		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		480円		上空に設ける通路		480円		
	地下に設ける通路		290円		地下に設ける通路		290円		
	その他のもの		630円		その他のもの		760円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	10円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	10円		
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	96円		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	96円		
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円	令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	500円		標識		1本につき1年	610円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	96円			その他のもの	1本につき1月	96円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円		幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円			その他のもの		480円
令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年		630円	令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年		760円		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月		96円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月		96円		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			63円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			76円		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.05を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.08を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額